

松戸市農業委員会総会議事録

令和 4 年 9 月 9 日

令和4年松戸市農業委員会9月総会議事録

松戸市農業委員会会長椿 唯司は令和4年9月9日午後3時00分松戸市農業委員会総会を松戸市役所新館7階大会議室に招集した。

1. 出席委員

| | | | |
|----------|------|----------|------|
| 2番 | 加藤正芳 | 3番 | 齋藤香 |
| 5番 | 山室一美 | 6番 | 山口輝雄 |
| 7番 | 岩佐忠夫 | 8番 | 椿唯司 |
| 9番 | 鈴木榮一 | 10番 | 渡邊洋子 |
| 11番 | 湯浅孝一 | 12番 | 杉浦昌平 |
| 13番 | 松戸英樹 | 14番 | 杉浦勇司 |
| 15番 | 渡邊慶弘 | | |
| 明・矢切区域 | 戸張嘉宣 | 明・矢切区域 | 平川正俊 |
| 東部区域 | 湯浅雅之 | 常盤平・五香区域 | 小暮俊 |
| 常盤平・五香区域 | 山崎唯司 | 馬橋・小金区域 | 横山定勝 |
| 馬橋・小金区域 | 湯浅清 | | |

1. 欠席委員

1番 加藤一郎

1. 関係課出席職員 農政課

課長 加藤広之

1. 事務局出席職員

事務局長 岡野衛

事務局長補 佐 榊孝弘

主幹兼係長 古山和幸

主幹兼係長 武井博子

開会 午後 3時00分

議 長 それでは、定刻となりましたので、ただいまより令和4年9月総会を開催いたします。

議事に入る前に、本日開催の農業委員会総会を傍聴したいとの申出があり、松戸市農業委員会会議規則第16条により許可しますので、事務局、傍聴人の入室をお願いいたします。

(傍聴人入室)

議 長 傍聴される方に申し上げます。

松戸市農業委員会会議規則第16条の規定により、傍聴に当たっての注意事項を守ってくださいますようお願いいたします。

本日の出席委員は、農業委員が13名、推進委員が7名でございます。したがって、松戸市農業委員会会議規則第7条の規定により、会議が成立しております。

◎議事録署名委員の選任

議 長 議案提出の前に、松戸市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、議事録署名委員を指名いたします。議席番号2番、加藤正芳委員、議席番号3番、齋藤香委員の両委員を指名いたします。

◎議案の提出

議 長 早速、議事に入ります。

本日の議案は第1号から第3号までとなっております。

なお、報告事項につきましては第1号から第5号までとなっておりますので、審議終了後、事務局より報告をお願いいたします。

◎議案第1号

議 長 それでは、議案第1号 農用地利用集積計画についての1番を議題といたします。

それでは、利用計画について、農政課長よろしくをお願いいたします。

農政課長 農政課の加藤です。よろしくをお願いいたします。

それでは、議案第1号 農用地利用集積計画について、ご審議をお願いいたします。

当案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、農用地利用集積計画を策定するに当たり、本委員会の決定を求めるものでございます。

今回は再設定案件4件となります。

それでは、議案第1号の1番をご説明いたします。

お手元に配付されております議案書1ページの1番をご覧ください。申請地につきましては、黄色の冊子でお配りしている参考資料の1ページ、2ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は和名ヶ谷、現況地目は畑、面積は1,522平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方はネギ、大根を主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長 ただいま農政課長より、議案第1号の1番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅（孝）委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

再設定案件ですので、原案に賛成したいと思います。

議長 ただいま湯浅孝一委員より原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 ご意見がないようであります。したがって、賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手全員）

議長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の1番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、2番について、農政課長よろしくをお願いいたします。

農政課長 議案第1号2番をご説明いたします。

議案書1ページの2番、参考資料の3ページ、4ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は下矢切、現況地目は畑、面積は773平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、キャベツを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の2番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、平川委員。

平川推進委員 推進委員の平川です。

ただいまの農政課長の説明でよく分かりました。再設定の案件ということで、きちっと品物も作っており、整備されております。原案に賛成をしたいと思います。よろしく願いいたします。

議長 長 ただいま平川委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようでございます。原案に賛成の農業委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の2番につきましては、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、3番について、農政課長よろしく願いいたします。

農政課長 議案第1号3番をご説明いたします。

議案書1ページの3番、参考資料の5ページ、6ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は紙敷、現況地目は畑、面積は1,904平方メートルでございます。利用権の種類は使用賃借権、期間は5年の設定でございます。

借受者の方は、里芋、サツマイモなどを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の3番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、湯浅孝一委員。

湯浅(孝)委員 議席番号11番、湯浅孝一です。

農政課長の説明でよく分かりました。原案に賛成したいと思います。

議長 長 ただいま湯浅孝一委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようであります。原案に賛成の農業委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の3番については、原案のとおり決定をいたしました。

続いて、4番について、農政課長よろしくお願いいたします。

農政課長 議案第1号4番をご説明いたします。

議案書1ページの4番、参考資料の7ページから8ページをご覧ください。

当案件は再設定案件で、対象農地は主水新田、現況地目は畑、面積は806平方メートルでございます。利用権の種類は賃借権、期間は2年の設定でございます。

借受者の方は、ハウレンソウ、コマツナを主体に栽培する計画です。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま農政課長より、議案第1号の4番について内容の説明がございました。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

ただいまの説明でよく分かりました。再設定案件ですので、よろしいかと思えます。よろしくお願いいたします。

議長 長 ただいま横山委員より、原案に賛成との意見がございました。

ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 長 ご意見がないようであります。原案に賛成の農業委員の皆さん、挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議長 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第1号の4番につきましては、原案のとおり決定をいた

しました。

◎議案第2号

議長 続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

第2審査会第1審査班座長より、申請概要の説明と審査会における意見報告をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 議席番号14番、杉浦勇司です。

去る9月1日木曜日、議案第2号、3号の審査のため、第2審査会第1審査班が招集され、審査会の座長を私が担当しましたので、ご報告いたします。

当日は、鈴木榮一第2審査会会長をはじめ、山室一美農業委員、湯浅雅之推進委員、小暮俊推進委員と私の5名により、現地調査の上、詳細に審議をしましたので、その概要及び審査会の審査結果についてご説明いたします。

なお、審査に当たり、申請理由等を再確認するため、申請者及び関係人をお呼びし、聴取した内容を基に、慎重なる審議を行ったものであることをご報告いたします。

それでは、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明いたします。

議案書の3ページ、議案参考資料については9ページから10ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の9ページのところでございます。

申請地は2筆で、面積は918平方メートル、現況は畑で、適正に管理されていることを確認いたしました。

権利の形態は、売買に伴う所有権の移転です。

譲受人の申請理由は、経営規模を拡大するためです。

譲渡人の申請理由は、譲受人からの依頼に応じたためです。

譲受人は農業者で、経営農地については適正に耕作しております。経営面積は8,905.65平方メートルであり、許可条件である50アールを超えています。また、譲受人の耕作従事日数は、申請人を含む家族3人で830日であり、同じく許可条件である従事日数150日を超えています。

所有する農機具については、耕運機1台、トラクター2台、動噴1台、貨物自動車2台を所有しています。申請地を耕作するには十分であると判断いたしました。

申請地の営農計画では、梨の栽培を行うとのことでした。

審査会においては、申請者より農薬散布の際、隣接する駐車場に迷惑をかける心配として、境界に安全鋼板を設置するとの発言がありました。

以上、審査会では、議案第3号について慎重審議の上、農地法第3条の許可条件に抵触するものはないこと、将来においても農地として適切な管理が継続されるものと思慮できるところ。これらをもって許可すべきと意見決定を図ったところでございます。

当委員会の許可案件でありますので、委員各位においてご審議よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。審査会意見は、許可すべきとのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、松戸委員。

松戸委員 議席番号13番、松戸英樹です。

座長の説明でよく分かりました。賛成したいと思います。よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま松戸委員より、審査会意見に賛成との意見がありました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会の報告のとおり、本委員会として許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第2号は許可することに決定をいたしました。

◎議案第3号

議 長 続いて、議案第3号の1番 農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

説明をお願いいたします。

第2審査会第1審査班座長 それでは、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の1番についてご説明いたします。

議案書の5ページ、議案参考資料については、12ページから16ページになります。申請地の位置については、議案参考資料の12ページのところでございます。

権利の形態は、賃借権の設定です。

申請理由は、申請者は市内を主に土木工事、道路工事・整備などを行う会社です。申請地の近くに事務所があり、その一角を従業員の駐車場として使用していますが、駐車スペース以上の台数があり、通行及び作業に支障をきたしていることから申請地を借り受け、駐車場用地として利用するためです。

施設の概要については、車両10台を置く車両置場です。

整地については、全面碎石敷きとし、5.20メートルの入り口部分のみアスファルト舗装とします。

排水については、雨水のみで自然浸透です。

被害防除については、周囲はL型擁壁で土留め工事を行い、2メートルのフェンスを設置します。現況の土地との高低差解消のため盛土をします。

審査会では、造成工事の際に隣接する農地及び水路に土砂等の流出がないよう、慎重に工事を行うことについて要望し、配慮の上、工事の施工を行うとの回答を得ました。

他法令については、該当する法律はございません。

所要額については、自社で造成工事を行うため、ありません。

申請地は市街化調整区域のため、簡易な建物でも都市計画法上の手続が必要であることを説明し、理解されたところです。

農地区分については、申請地の農地からおおむね500メートル以内に、住宅の用または事業の用に供する施設が連檐している区域が存在していること及びその農地の広がり10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断しました。

以上、議案第3号の1番について説明いたしましたが、審査会では現地調査、慎重審議の結果、事業の実現性及び隣接農地への影響は問題ないと判断し、また、農地区分については第2種農地として認められることから、許可相当との意見決定を行いました。よろしくご審議のほどお願いいたします。

議 長 ただいま杉浦勇司座長より、申請概要の説明と審査会の意見報告がございました。

審査会意見は、許可相当とのことでございます。

農業委員及び推進委員の皆さん、発言をお願いいたします。

はい、横山委員。

横山推進委員 推進委員の横山です。

杉浦勇司座長の説明で大変よく分かりました。意見に賛成したいと思います。お諮りをお願いいたします。

議 長 ただいま横山推進委員より、審査会意見に賛成との意見がございました。ほかにご意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 ご意見がないようであります。

審査会の報告のとおり、許可相当とすることに賛成の農業委員は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手全員)

議 長 はい、ありがとうございました。

それでは、全会一致と認め、議案第3号の1番につきましては、許可相当との意見を付して県知事宛てに送付することに決定いたしました。

◎報告事項

議 長 続きまして、報告事項に移ります。

事務局より報告をお願いいたします。

事務局 それでは、議案書7ページ、報告事項1から17ページの報告事項5についてご報告させていただきます。

まず、7ページから8ページ、報告事項1 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出についてですが、8ページに記載のとおり、7月分として田1件、165平方メートル、畑10件、4,526平方メートル、合計11件、4,691平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、9ページから12ページ、報告事項2 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出についてですが、12ページの記載のとおり、田16件、4,740平方メートル、畑20件、5,155平方メートル、合計36件、9,895平方メートルの届出を受理いたしました。

次に、13ページ、報告事項3 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願についてですが、1件を県知事宛て送付しました。

次に、15ページ、報告事項4 相続税の納税猶予に関する適格者証明書の交付についてですが、記載のとおり、相続税の納税猶予に関する適格者証明書1件、引き続き農業経営を行

っている旨の証明書4件を交付しました。

次に、17ページ、報告事項5 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明書の交付についてですが、記載のとおり3件を交付しました。

事務局からの報告事項は以上です。

議 長 ありがとうございます。

◎閉 会

議 長 以上をもちまして、令和4年9月総会を終了いたします。

閉会 午後 3時30分